

公立大学法人福井県立大学永平寺キャンパス県大レストラン業務について、提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

令和3年10月13日

公立大学法人福井県立大学
理事長職務代行者
副理事長 進士 五十八

1 提案書の提出に係る事項

(1) 業務名

公立大学法人福井県立大学永平寺キャンパス県大レストラン業務委託

(2) 契約期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、契約終了日の6か月前までに本学、受託者双方から申し出のない時はこの契約は1年間自動的に延長されるものとする。以降も同様とする。

(3) 業務内容

公立大学法人福井県立大学永平寺キャンパス県大レストラン業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）による。

2 提案書を提出する者に必要な資格

提案書を提出することができる者（以下、「参加者」という。）は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(3) 飲食業の運営に必要な許可・免許等（食品衛生責任者等）を有する者であること。

(4) 過去において、利用対象者100名以上の学生食堂、学校給食、社員食堂等の業務運営または業務に携わった実績を有すること。

3 実施要領の交付等に関する事項

- (1) 実施要領の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこのプロポーザルに関する問合せ先

〒910-1195

福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

公立大学法人福井県立大学 財務課

電話 0776-61-6000

- (2) 実施要領は上記のほか、本学ホームページで公開する。

4 資格の確認に関する事項

- (1) 提案書の提出を希望する者は、所定の参加申込書に必要書類を添えて資格の確認の申請をしなければならない。
- (2) 参加申込書の提出期限
令和3年10月22日（金）16時
- (3) 参加申込書の提出方法
持参または郵送によること。郵送の場合は提出期限必着とする。
- (4) 参加申込書の提出先
3（1）に同じ。

5 審査会の実施に関する事項

- (1) 日時
令和3年11月11日（木） ※時間については別途通知する。
- (2) 場所
公立大学法人福井県立大学 本部棟3階特別会議室

6 受託予定者の選定に関する事項

5の審査会の審査において、最も優れた提案を行ったと認められたものを受託予定者とする。

7 その他

- (1) 提案資格の喪失
実施要領による。
- (2) 契約書作成の可否
要
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
ア 受託者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
イ アにより警察署に届け出たときは、その旨を速やかに本学に報告すること。
- (4) この公告に掲げるもののほか、この提案書の提出に関し必要な事項は、実施要領による。